

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日は、
翌日とする。)

(訓練職種、訓練生定員及び訓練期間)
第二条 訓練校の訓練職種、訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。

訓練校の名称	訓練職種	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	電子機器科 自動車整備科 建築科	二〇人 三〇人 三〇人	一年 一年 一年
鳥取県立米子専修職業訓練校	木工科	二〇人	一年
事務科	縫製科 自動車整備科 建築科 プロック建築科	三〇人 三〇人 三〇人 三〇人	一年 一年 一年 一年
木工科	三〇人	一年	六月
三〇人			
一年			

規則	鳥取県立専修職業訓練校規則
規則	鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県立専修職業訓練校規則をここに公布する。
昭和四十五年二月十日

鳥取県規則第六号

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める條

例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十七号。以下「条例」という。)

第四条の規定に基づき、鳥取県立専修職業訓練校(以下「訓練校」とい
う。)の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

(教科及び訓練時間)
第三条 訓練校の教科及び訓練時間は、知事が別に定める。
(休業日)
第四条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定
する日

二 日曜日
三 開校記念日

四 夏季休業日 八月六日から八月十五日まで

五 冬季休業日 十二月二十九日から翌年一月七日まで

六 前各号に定めるもののほか、知事が特に休業を必要と認めた日
2 前項第四号又は第五号の休業日については、知事は、その時期を変更
することができる。

(非常災害等の場合の休業)

第五条 知事は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。

(入校の許可の申請)

第六条 訓練校に入校しようとする者は、入校願書(様式第一号)に履歴書(様式第二号)を添えて、知事に提出しなければならない。

(入校者の決定)

第七条 入校者の決定は、選考によつて行なう。

(入校の許可等の通知)

第八条 知事は、前条の規定により入校者を決定したときは、入校決定通知書により入校させると決定した者に通知する。

(誓約書等の提出)

第九条 入校を許可された者は、前条の通知を受けた日から五日以内に保証人が連署した誓約書(様式第三号)及び戸籍抄本を知事に提出しなければならない。

2 保証人は、県内に居住する身元確実な成年者であつて、入校を決定された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 保証人に変更があつた場合は、新たに保証人となつた者が、あらためて誓約書(様式第四号)を提出しなければならない。

(訓練生の寄宿)

第十条 訓練生は、知事の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。

(欠席)

第十二条 訓練生は、病気その他他の理由により退校しようとするときは、退校願(様式第五号)にその理由を証する書面を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(退校)

第十三条 知事は、次の各号の一に該当する訓練生に対して、ほう賞することができる。

(賞罰)

第十四条 知事は、訓練校の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、訓練生に対し必要な指示をし、訓告し、出席停止を命ずることができる。

- 一 性行善良で成績優秀な者
- 二 勤勉で他の模範と認められる者
- 三 その他ほう賞に値する者

第十五条 知事は、次の各号の一に該当する訓練生に対して退校を命ずることができる。

第十五条 知事は、次の各号の一に該当する訓練生に対して退校を命ずることができる。

- 一 性行不良で改しゆんの見込みがないと認められる者
- 二 成績劣等で修業の見込みがないと認められる者
- 三 正當な理由がなくて出席が常でない者

四 訓練校の秩序を著しく乱し、その他訓練生としての本分に反した者

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第十六条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定により専修職業訓練校長の委任決裁事項として定められた事項は、条例第三条の規定による訓練校の利用の許可に関する事務である。

2 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により専修職業訓練校長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるところである。

- 一 第三条の規定による教科及び訓練時間の決定
 - 二 第四条の規定による休業日の決定又は変更
 - 三 第五条の規定による臨時の休業の決定
 - 四 第七条の規定による入校者の決定
 - 五 第十条の規定による入寮の許可
 - 六 第十二条の規定による退校の許可
 - 七 第十四条の規定による訓練生に対する指示、訓告又は出席停止の命令
 - 八 第十五条の規定による退校の命令
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 鳥取県職業訓練所規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号)は、廃止する。
 - (経過措置)

3 昭和四十四年十月一日からこの規則の施行の日までの間に職業訓練を受けることとなつた者についてこの規則の施行の日までになされた職業訓練は、この規則の規定に基づいてなされた職業訓練とみなす。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

4 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二職業訓練所長の項を次のように改める。

専修職業訓練校長
一 鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例

(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十七号) 第三条の規定による訓練校の利用の許可

二 鳥取県立専修職業訓練校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (イ) 第三条の規定による教科及び訓練時間の決定
- (ロ) 第四条の規定による休業日の決定又は変更
- (ハ) 第五条の規定による臨時の休業の決定
- (四) 第七条の規定による入校者の決定
- (五) 第十条の規定による入寮の許可
- (六) 第十二条の規定による退校の許可
- (七) 第十四条の規定による訓練生に対する指示、訓告又は出席停止の命令
- (八) 第十五条の規定による退校の命令

様式第1号

入 校 願 書

職 氏 名 殿

下記のとおり貴校へ入校したいので、関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

本 人 本 籍

現 住 所

世帯主との関係

氏 名

年 月 日 生

保証人 本 籍

現 住 所

本人との関係

氏 名

印

記

希望科

第1希望 科

第2希望 科

様式第2号

履歷書

様式第3号

誓 約 書

職氏名 殿

私は、貴校に入校しましたうえは、関係諸規則及びご指示等を堅く守つて専心修業することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名 ㊞

上記のとおり誓約を守らせるとともに、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。

保証人 住 所

職 業

本人との関係

氏 名 ㊞

7 昭和45年2月10日 火曜日

鳥取県公報 (号外) 第6号 (第三種郵便物認可)

様式第4号

誓 約 書

職氏名 殿

私は、このたび新たに 年度貴校 科訓練生 の保証人となりましたの

で、前の保証人と同様、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。

年 月 日

住 所

職 業

本人との関係

氏 名

印

様式第5号

退 校 願

職氏名 殿

このたび下記のとおり退校したいので許可してくださるようお願いします。

年 月 日

本人 氏名

保証人 氏名

記

1 理由

2 退校予定年月日

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県規則第七号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「公共職業訓練を受けている」を「公共職

業訓練施設の行なう職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている」に改める。

第五条第二項中「扶養規族一人につき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）」を「配偶者については三千円、十八歳未満の子については二十円（子のうち一人を除いた子については十円）」に改める。

第六条第三項第一号中「利用し、かつ、」を「利用して」に、「その者の順路による」を「交通機関等を利用しないで徒步により通所するものとした場合の」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に該当する者」を加え、同項第二号中「その者の順路による」を「自転車等を使用しないで徒步により通所するものとした場合の」に、「前号」を「次号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒步

により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

第六条第四項を次のように改める。

4 通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に該当する者 次項及び第六項に定めるところにより算定したその者の一箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が三千円を超えるときは、三千円）

二 前項第二号に該当する者 五百四十円（その使用する自転車等が原動機付きのものである場合は、六百三十円）

三 前項第三号に該当する者（交通機関等を利用しなければ通所する者が著しく困難である者以外の者であつて、通常徒步により通所することを例とする距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自転車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である者及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者（運賃等相当額と前号に掲げる額との合計額（その額が三千円を超えるときは、三千円）

四 前項第三号に該当する者のうち、運賃等相当額が五百四十円（その使用する自転車等が原動機付きのものである場合にあつては、六百三十円）以上である者（前号に掲げる者を除く。）第一号に掲げる額五 前項第三号に該当する者のうち、運賃等相当額が五百四十円（その使用する自転車等が原動機付きのものである場合にあつては、六百三十円）未満である者（第三号に掲げる者を除く。）第二号に掲げる

額

第六条第五項中「前項に規定する運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 運賃等相当額は、次の各号による額の総額とする。

一 交通機関等が定期乗車券(これに準ずるもの)を含む。以下同じ。)を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券(等級区分があるときは、最低の等級による。)の

価額
二 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間にについての通所二十五回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

第八条第一項を次のように改める。

特定職種訓練受講奨励金(以下「奨励金」という。)は、支給対象者であつて、昭和四十四年労働省告示第四十二号に定める職種に対応する職業訓練法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第七に掲げる訓練科のうち次の各号に掲げる訓練科に係る公共職業訓練を受けるものに対して、当該職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給する。

- 1 板金科
- 2 建築板金科
- 3 製鐵科
- 4 金属プレス科
- 5 めつき科
- 6 配管科
- 7 プロツク建築科

八 塗装科

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、第六条の改正規定は昭和四十四年七月一日から、第三条及び第八条の改正規定は昭和四十四年十月一日から、第五条の改正規定は昭和四十五年一月一日から適用する。

2 昭和四十四年七月一日前の職業訓練を受けた日に係る通所手当の支給については、なお従前の例による。

3 昭和四十四年十月一日前の職業訓練を受けた日に係る特定職種訓練受講奨励金の支給については、なお従前の例による。

4 昭和四十五年一月一日前の職業訓練を受けた日に係る扶養手当の支給については、なお従前の例による。

5 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて昭和四十四年七月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の受給資格を有する者に支給された通所手当は、この規則による改正後の鳥取県訓練手当等支給規則の規定による通所手当の内払とみなす。

6 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて昭和四十五年一月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の受給資格を有する者に支給された扶養手当は、この規則による改正後の鳥取県訓練手当等支給規則の規定による扶養手当の内払とみなす。